

平成 24 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 24 年第 2 回東彼杵町議会定例会は、平成 24 年 6 月 21 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 山田 聡 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 三根 貞彦 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 三根 貞彦 君	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 原田 尚登 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長
会 計 課 長 森山 武司 君	税務課住民税係長 有川 寿史 君

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議案第 53 号	東彼杵町空き家等の適正管理に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 58 号	公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 59 号	平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 61 号	平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 62 号	平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 6	陳情第 2 号	「<協同労働の協同組合法>の速やかな制定を求める意見書」 採択を求める陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 7	陳情第 4 号	拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書 (委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 8 発議第 1 号 基地対策予算の増額等を求める意見書
追加日程第 1 発議第 2 号 「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」
追加日程第 2 発議第 3 号 拉致問題の早期解決を求める意見書
日程第 9 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
日程第 10 議員派遣の件

開 会（午前 9 時 30 分）

○議長（森敏則君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 53 号 東彼杵町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 2 議案第 58 号 公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 59 号 平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（森敏則君）

日程第 1 議案第 53 号、東彼杵町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、日程第 2 議案第 58 号、公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて、日程第 3 議案第 59 号、平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算第 1 号、以上 3 案を一括して議題とします。

3 案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○9 番(岡田総務文教厚生常任委員長)

それでは委員会審査報告を申しあげます。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告します。

付託された事件、議案第 53 号東彼杵町空き家等の適正管理に関する条例の制定について、審査年月日平成 24 年 6 月 18 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について各課長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査会を行い、その後総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は長期間無人の状態であつた空き家が自然災害による倒壊で近隣住民や通行人に危険を及ぼしたり、不審者の侵入等によって火災、犯罪が誘発される恐れがある。このような状態の早急な改善の為、適正な管理を強く促すため制定される条例である。

慎重に審査した結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお審査の過程で、新規の条例制定等は議会説明前に住民の方が先に知っておられるというのは、二元代表制の根幹が揺らぐものであり十分注意をして欲しい。また代執行に要した経費の徴

収については、不納欠損処分にならないよう、対策についても十分な研究検討をするべきであるとの意見がありました。

次に議案第 58 号について報告を申し上げます。議案第 58 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについて、審査年月日は平成 24 年 6 月 18 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査会を行いその後総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は総合会館福祉センターを長期かつ独占的に利用させるためのものである。

慎重に審査した結果、全員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお審査の過程で、手続きを 1 年間失念していたことは、法的には問題はないとの説明ではあるが、今後このようなことがないよう、職務の遂行は緊張感をもってあたるべきであるとの強い意見がありました。

次に議案第 59 号について報告いたします。議案第 59 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算第 1 号、審査年月日平成 24 年 6 月 18 日、審査の経過並びにその結果、付託された事件について、各課長の出席を求め、産業建設常任委員会との連合審査会を行いその後総務課長、財政管財課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は歳入歳出それぞれ 170,893 千円を追加し、総額を 4,540,893 千円とするものである。

今回の歳出補正の主なものは養護老人ホームひさご荘跡地購入費及び造成工事費など 85,885 千円、任意繰上償還元金及び補償金など 49,650 千円である。

主な財源として、ふるさと創生基金繰入金 79,000 千円、減債基金繰入金 49,650 千円等が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお審査の過程で、ひさご荘跡地の購入について、東彼地区保健福祉組合が川棚町の自治会に対して無償貸し付けが行われているが、今までのし尿処理施設に対する迷惑分での無料貸付との説明であった。

しかし、福祉組合になんの規則もなく、町が購入申し込みをするとき、交渉技術として用いるべきではなかったか。

また、多額の費用をかけて購入するのであり、その利用目的を明確にし、その詳細な説明を先にするべきであるとの強い意見がありました。以上報告終わります。

○議長（森敏則君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議員番号を告げてから質疑をお願い致します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

次に議案第 53 号、議案第 58 号、議案第 59 号の討論を一括して行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで議案第 53 号、議案第 58 号、議案第 59 号の討論を終わります。

これから議案第 53 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 53 号東彼杵町空き家等の適正管理に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 58 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第 58 号公の施設の一部を長期かつ独占的な利用をさせることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 59 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。
お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます、従って議案第 59 号平成 24 年度東彼杵町一般会計補正予算第 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 61 号 平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 5 議案第 62 号 平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に日程第 4 議案第 61 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号、日程第 5 議案第 62 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号、以上 2 案を一括議題とします。

議案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

福田産業建設常任委員長。

○1 番（福田産業建設常任委員長）

それでは委員会審査報告を致します。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

1. 付託された事件、議案第 61 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号、審査年月日平成 24 年 6 月 18 日、審査の経過並びにその結果、付託された議案について 6 月 18 日水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,706 千円を追加し、総額を 205,928 千円とするものである。

今回の補正の主なものは、歳出では、簡易水道事業を上水道事業に統合することとなっており、水道施設の資産評価、資産台帳の整備を行わなければならないことにより、一般管理費において

嘱託職員の雇用に伴う人件費 1,606 千円、水道管布設工事に係る路面補修工事 1,800 千円、建設改良費の委託料 6,300 千円は彼杵地区簡易水道の変更認可申請書作成業務を行うためのものである。

歳入では一般会計繰入金を 1,606 千円、財政調整基金繰入金 8,100 千円それぞれ追加されたものである。

以上、慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて議案第 62 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号、審査年月日平成 24 年 6 月 18 日、審査の経過並びにその結果、付託された議案について水道課長の出席を求め委員会を開催し審査を行いました。

本件は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,380 千円を追加し、総額を 390,680 千円とするものである。

歳出の主なものは、公共下水道計画変更に伴う、下水道事業整備計画検討業務委託費として 3,300 千円を追加計上されたものである。

歳入については、一般会計繰入金 3,380 千円が追加計上されたものである。

以上、慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に議案第 61 号、議案第 62 号の討論を一括して行ないます。

「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 61 号平成 24 年度東彼杵町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次にこれから議案第 62 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議案第 62 号平成 24 年度東彼杵町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 陳情第 2 号 「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採
択を求める陳情（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 7 陳情第 4 号 拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 6 陳情第 2 号協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情、日程第 7 陳情第 4 号拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書、以上 2 件を一括議題とします。

本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○9 番（岡田総務文教厚生常任委員長）

それでは委員会審査報告を致します。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 93 条の規定により報告します。

1. 付託された事件、陳情第 2 号協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書採択を求める陳情書、2. 審査年月日、平成 24 年 6 月 18 日、3. 審査の経過並びにその結果、本件は企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分達でつくる新しい働き方としての期待や、地域の様々な課題に住民自身が取り組むための組織として期待されている。

市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、社会に参加する道を開くものである。

よって、陳情者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定しました。

次に陳情第 4 号拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書、審査年月日平成 24 年 6 月 18 日、3. 審査の経過並びにその結果、本件は無辜の民の人生を狂わせる非人道的行為であり、且つ国家の主権を侵犯する重大な犯罪であります。

この蛮行は決して許されるものではなく、一日も早く人生を奪われた被害者全員の救出が求められます。

国家は国民の生命と財産を保障すべき義務があり、政府は拉致被害者を全員救出する重い責務があります。

よって、陳情者の願意を認め、全委員一致採択すべきものと決定しました。

以上報告終わります。

○議長（森敏則君）

それではこれから委員長報告に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議案番号をお知らせ下さい。

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

陳情の 2 号の件でちょっとお尋ねしたいと思っておりますけれども、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書ということでございますけれども、総務委員会でどのような議論、質疑応答があったのかお尋ねしたいと思っておりますけれども、実は私この言葉っていうのは、こういうことがあってということも今回実は初めて聞きまして、そこで一体これはどういうことなのかなということを調べてきました。

疑問に思うようなことが自分なりにありましたので、そこでどういう議論等が行われたかということをお尋ねしたいと思えますけども、各それぞれの文章に書いてあるとおり、ぶっちゃけて例え話として、Aさんが軽のワゴン車を買いました。たこやき道具セットを乗せました。それを町に行って売るようにしました。そういう仮に仕事がない人達がたくさん集まって法人格を作って仕事をしようということで、つまりこの方々は資本者であって又イコール労働者ということが私は成り立つと思うんですよね。

そこで、この協同組合のホームページがあったので読んでみたんですけども、つまり労働者と資本家と一緒にということは、つまり労働法は適用されない、労働基準法等は適用されないということになると思うんですよね。これは資本主義社会で行けば普通だったら株式会社というのができます。

なんでこういうことがあったのかなということを調べてみますと、この事業に関わる減税分が後22%であると、それを目指しているとか従事出勤者の分の利益に対する配当金は非課税であるとかということが書いてありました。

そうしますと想定されることとして例えば非常にメリットがあるわけですよね。又例え話でいきますと、A社というトラック会社がありました。100台のトラックが運行します。するとこっちは非常に有利な制度ですから、ここの株式会社の社長はこっちの方が有利だと、そうすると今まで例えば運行収入の40%を運転手の給料として払ってたのを、株式会社は解散して、その分の今までの40%を協同組合にすれば今度は70%をあなた達にお払いと運転手に言って、そうすると所謂資本家と労働者が一体となりますから、こういうことに移行できるわけですよね。そうするとそういうことが想定されますし、そういう組織というのは美しい文章あたりを使ってるように非常にいいように聞こえますけども、今の資本主義社会とは馴染まないというような感じを受けたんですけどもそういった議論等は委員会ではあったんでしょうか。

○議長（森敏則君）

岡田総務文教厚生常任委員長。

○9番（岡田総務文教厚生常任委員長）

この意見と言いますか審議の過程の説明としてはですね、協同労働って何かということで私は話をしました、これは町長もおっしゃってられたコミュニティデザインのような形で人間らしく働き続けたいという願いを持つ仲間や市民が集い、皆で出資して仕事を作り出して皆で経営に参加して人と地域に役立つ良い仕事に取り組む。この具体的な思いが加わったものが協同理念ということで説明をいたしました。

それともう1つ、何故法人格が必要なのかということも説明をいたしました。社会的な信用が得られ理念にそった活動方針の下さまざまな市民が仕事として企業をおこし地域に活動していくことができると、NPO法人との違いも私は説明をいたしました。参加する人、組合員はお金を出して協同で出資して労力を提供、協同で働くという積極的な関わり方となると、これがNPO法人と又違うと、又企業、先程橋村議員が仰ったように企業組合法人との違いはですね、協同労働の協同組合は人間らしく働き続けたいという就労活動の実現と人と地域に役立つ良い仕事をしていくという目的を目指しております、形態は似ていても、お互いの組織の厳密な意味での役割には大きな違いがあるということは委員会でも説明をしております。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

他に、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

他に質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから陳情2号に対する討論を行ないます。

それでは最初に本案に対する反対者の発言を許します。

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

先程委員長の私に対する質問に対しての答えでしたけども、そのことはこれにちゃんと書いてあるわけですよね、そこでやっぱり私はどうも良く理解ができない部分が多すぎる。例えば個人主義的労働主権にも聞こえますし、社会主義的な地方経済を目指しているようにも聞こえますし、非常に一抹の疑問を持ってよく分からない部分が多い。仮に私が先程質問したとおり、所謂資本家と労働者が同じということであれば、労働基準法の保護は適用されないということ。はっきり言って資本主義の健全な発展には私は繋がらないと思っております。そういった理由で今回はやっぱりこういったものを地方の議会の意見書として提出すると、日本人の議会が提出するということになれば、これは国民の総意として国を動かすような形になる。

例えば超党派の国会議員さん達もかなりこのことについては署名されてると聞いてますけども、意図が良くわからない。何か遠慮、深謀があるのか分からない、その辺の不透明なものが多すぎるますし、安易にこういうことを意見書として提出するのは如何なものかと私は思います。そういった意味で今回この件に対して私は反対させていただきます。以上です。

○議長（森敏則君）

それでは次に賛成者の討論を許します。

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

長崎県議会も可決をされておりますし、県内の主な市町も可決をされております。それで私が思いますのは、ここに協同労働の協同組合の法制化を目指すというのは、生きることの基本である働くこと、しかし労働は商品のように扱われ蔑ろにされており、人を騙したり傷つけたりすることから平気な社会を助長されている。その背景は徹底した至上主義や競争主義の影響があるのではないかということをおっしゃっております。

まともに働きたいと願う人々は増えており、それは人間らしく働きたい、生きたいという叫びであります。私たちはその協同労働という新しい働き方を通じて地域の中に仕事を起こし、人間らしく働き質の高い良い仕事を目指しながら地域社会を再生していく目的で協同労働の協同組合法が提案されてますので私は賛成をいたします。

○議長（森敏則君）

それでは次に反対者の討論を許します。

討論が無いようですので、これで討論を終わります。

それでは次に陳情第4号の討論をおこないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで陳情第4号の討論を終わります。

それでは、これから陳情第2号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。従って、陳情第 2 号「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情は委員会報告のとおり採択されました。

次にこれから陳情第 4 号を採決します。この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、陳情第 4 号拉致問題の早期解決を求める意見書採択の陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 8 発議第 1 号 基地対策予算の増額等を求める意見書

○議長（森敏則君）

次に日程第 8 発議第 1 号基地対策予算の増額等を求める意見書を議題とします。

局長に発議を朗読させます。

（局長朗読）

○議長（森敏則君）

それでは本案について提案理由の説明を求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○9 番（岡田総務文教厚生常任委員長）

それでは提出の理由を申し上げます。

基地対策予算の 3 年ごとの見直し点となる来年に向け、7 月 8 月の予算概算要求時及び年末の予算編成に向け、全国市議会議長会基地協議会会員連帯して、増額を要望する為に提出するものであります。以上です。

○議長（森敏則君）

それではこれから提出者に対する質疑を行ないます。

質疑がある方はどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第 1 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、発議第 1 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、発議第1号基地対策予算の増額等を求める意見書は原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は衆議院議長、参議員議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣に送付することにします。

ここで議案配付の為暫時休憩します。

暫時休憩（午後10時03分）

再開（午後10時05分）

追加日程第1 発議第2号 「＜協同労働の協同組合法＞の速やかな制定を求める意見書」

追加日程第2 発議第3号 拉致問題の早期解決を求める意見書

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。只今総務文教厚生常任委員長から、発議第2号協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書、発議第3号拉致問題の早期解決を求める意見書、以上2件が提出されました。これを日程に追加し、日程の順序を変更し発議第2号を追加日程第1とし、発議第3号を追加日程第2とし、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従いまして、発議第2号、発議第3号は日程に追加し、日程の順序を変更し、発議第2号を追加日程第1とし、発議第3号を追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書、追加日程第2 発議第3号拉致問題の早期解決を求める意見書、以上2件を一括議題とします。

局長に発議を朗読させます。

（局長朗読）

○議長（森敏則君）

次にこれから発議の2件について、提出者の説明をそれぞれ求めます。

岡田総務文教厚生常任委員長。

○9番（岡田総務文教厚生常任委員長）

それでは協同労働の協同組合法仮称の速やかな制定を求める意見書についての提出理由を申し上げます。国内では長年にわたり10万人以上の企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり働きやすい職場を自分達で造る協同労働という形で働いてきており、このような働き方に似合った環境整備、法人格の取得並びに労働者としての法的保護を求めるため提出するもので

あります。

次に拉致問題でございますが、提出理由としまして国家は国民の生命と財産を保障すべき義務と責任があり、政府には拉致被害者を全員救出する重い責務があることから、政府に対し拉致問題の早期解決を求めるため提出するものであります。以上でございます。

○議長（森敏則君）

それではこれから提出者に対する質疑を一括して行ないます。

質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願い致します。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第2号、第3号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、発議第2号、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから発議第2号の討論を行ないます。

初めに反対者の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

ありませんか、討論がないようですので、討論なしと認め、発議第2号の討論を終わります。

次にこれから発議第3号の討論を行ないます。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認め、これで発議第3号の討論を終わります。

次に、これから発議第2号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

賛成多数です。従って、発議第2号協同労働の協同組合法の速やかな制定を求める意見書は原案のとおり可決されました。

この意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣に送付することにします。

次にこれから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、発議第3号拉致問題の早期解決を求める意見書については原案のとおり可決されました。

尚、この意見書は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、拉致問題担当大臣に送付することにします。

日程第 9 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（森敏則君）

日程第9委員会の閉会中の特定事件所管事務の調査の件を議題とします。

所管事務のうち会議規則第74条の規定によってお手元に配りました特定事件、所管事務の調査事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 10 議員派遣の件

○議長（森敏則君）

次に日程第10議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件については、会議規則第119条の規定によってお手元に配付いたしました別紙のとおり議員を派遣したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、議員派遣の件はお手元に配付しました別紙のとおり派遣することに決定しました。

尚、只今議決しました議員派遣の件で、後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉 会（10時15分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成24年9月11日

議長 森 敏則

署名議員 樋口 庄次郎

署名議員 岡田 伊一郎